

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第157号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号中ネをハとし、ヌをノとし、ニをネとし、ナの次に次のように加える。

ニ 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「地区計画条例」という。）第6条第1項

ヌ 地区計画条例第7条第1項

第3条第1号に次のように加える。

ヒ 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例（以下「斜面地条例」という。）第3条第2項

フ 斜面地条例第5条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第2号

ヘ 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第4条第4項

ホ 京北条例第5条第4項第2号

マ 京北条例第9条第1項

第3条第2号に次のように加える。

ヌ 斜面地条例第4条第2項

ネ 斜面地条例第5条第1項第1号

ノ 京北条例第5条第3項

ハ 京北条例第6条第4項

第1号様式中

「

建 築 主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
-------	------------------------

	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	を
	電話 —	

建 築 主	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	に
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	

改める。

第3号様式注4及び5中「利用者等」を「利用者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第3号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則第3条第1号ニ、又及びヒからマまで並びに同条第2号ヌからハまでの規定は、平成27年10月28日以後にこれらの規定に掲げる規定による許可又は認定の申請をする場合について適用する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）